

原議保存期間30年
(平成54年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁地域部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁地発第158号
平成23年12月20日
警察庁生活安全局地域課長

「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について」の運用上の留意事項について」の改正について(通達)

大規模災害等発生時における警察用航空機の広域的運用については、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針の改正について」(平成23年12月20日付け警察庁丙地発第83号。以下「運用方針」という。)が発出されたが、この度、この改正に伴い、運用上の留意事項を下記のとおり改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について」の運用上の留意事項について」(平成8年3月22日付け警察庁丁地発第40号)は、廃止する。

記

第1 趣旨

大規模災害等発生時には、都道府県の枠を超えた警察用航空機の広域的運用を迅速的確に行うことが必要である。このため、各都道府県警察間において「大規模災害等発生時における警察用航空機の緊急対応に関する申合せ」(以下「申合せ」という。)が締結されているところ、運用方針は、「申合せ」の補完とともに、「申合せ」の対象外となる事案発生時における警察用航空機の広域的運用についての基本の方針を定めたものである。

第2 事案発生時における航空隊の対応措置

1 事案発生地の都道府県(以下「事案発生県」という。)の警察航空隊

- (1) 大規模災害発生時には、自県の警察用航空機の飛行に加え、応援機の受入れの調整、宿泊場所・食料・燃料の確保、応援機を含めた航空機の運航の統制・調整、航空機の駐機場所の確保、各機の活動状況の集約等の業務が必要となることから、隊員及び航空隊支援要員(大規模災害発生時に航空隊における業務

を支援するため、航空隊以外の所属の職員の中からあらかじめ指定した職員をいう。)の非常招集(参集)、その他の措置によって、所要の体制を構築することが必要である。

なお、航空隊支援要員については、地域部門を始めとする関係部門の職員の中からあらかじめ指定し、平素より、一定の業務の実施要領等についての指導教養・訓練の実施に努めることが必要である。

- (2) 他の都道府県警察への警察用航空機の応援派遣要求は、事案発生県警察の災害警備本部を通じて行われることから、航空隊は、要救助者の発生・分布状況、人員・物資搬送の予定、必要な航空機の機種・機数、備蓄燃料や駐機場の状況、自衛隊、消防等の関係機関の航空機の体制・活動状況等を把握し、これらの情報を災害警備本部へ速やかに提供するとともに、応援派遣要求に関し意見を述べるよう努める必要がある。

2 発生地以外の都道府県警察の航空隊

- (1) 警察用航空機及び当該航空機に係る警察職員(以下「警察用航空機等」という。)を事案発生県に派遣することとなった都道府県(以下「派遣県」という。)の警察用航空隊は、事案の発生が執務時間内であり、気象条件等に特段の支障がないときにあっては直ちに、事案の発生が執務時間外である場合には、直ちに航空隊員の非常招集(参集)を行った上、飛行指示を行い、可能な限り30分以内、遅くとも1時間以内に飛行するよう努めるものとする。

なお、夜間の広域飛行、山岳地帯を経由する飛行については、現在の航空機の性能、装備等から安全な飛行を完全に確保するまでには至っていないので、機体性能、気象情報等から総合的に判断して安全が確保できないときは、日の出とともに飛行開始を行う等に努めるものとする。

- (2) 応援派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、操縦士2名及び整備士2名以上の派遣とともに、搜索救助等に従事する特務要員の帯同に努める必要がある。

なお、特務要員については、関係部門の職員の中からあらかじめ指定し、平素より指導教養・訓練を実施する必要がある。

- (3) 発生地では、多数の警察用航空機等の受入れに必要な物資等が不足する事態が生じることが予想されることから、応援派遣の長期化も視野に入れつつ、食糧、飲料水、寝袋その他の自活に必要な物品及び機体カバー、屋外係留具等の資機材の持参に努める必要がある。
- (4) 大規模災害発生時には、事案発生県において、多数の応援派遣機を受け入れ

るための燃料及び駐機場が不足する等の事態が考えられることから、隣接都道府県等においては、自県の航空基地等が応援派遣機の活動拠点等となり得ることも念頭に置く必要がある。

第3 警察用航空機の応援派遣の手続等

1 応援派遣を実施する場合

(1) 「申合せ」では、派遣県は、隣接都道府県又は近接都道府県（隣接都道府県に接している都道府県をいう。）において、

ア 震度5強以上の地震が発生した場合

イ 緊急に警察用航空機等の派遣が必要と認められる災害等が発生した場合には、速やかに警察用航空機等を派遣するものとしているところ、イについては、例えば、大規模な被害の発生が予想される噴火、津波等の自然災害や旅客機の墜落、旅客船の転覆等の突発重大事故災害が挙げられる。

また、中型機以上の警察用航空機を管理する派遣県は、震度6弱以上の地震が隣接・近接県以外の応援範囲に発生した場合においても、速やかに中型機以上の警察用航空機を派遣するものとしている。

(2) 運用方針では、上記(1)以外に、

ア 「申合せ」に該当する事案において、「申合せ」に定める都道府県警察以外の都道府県警察からの派遣が必要な場合

イ 「申合せ」に該当しない場合であっても、事案発生県の警察本部長が事案の内容から援助要求を必要と認める場合には、警察用航空機を派遣するものとしている。

2 事案の発生の通報・連絡等

(1) 「申合せ」では、派遣県は、派遣を必要とする事案を認知した場合には、事案発生県からの派遣要請を待つまでもなく事案発生県へ連絡をとり、警察用航空機等を派遣することとしている。しかし、派遣県が当該事案を認知できない場合等も予想されることから、運用方針では、事案発生県の警察本部長が

ア 「申合せ」に該当すると認めたとき

イ 上記ア以外の場合でも、援助要求が必要と認めたとき

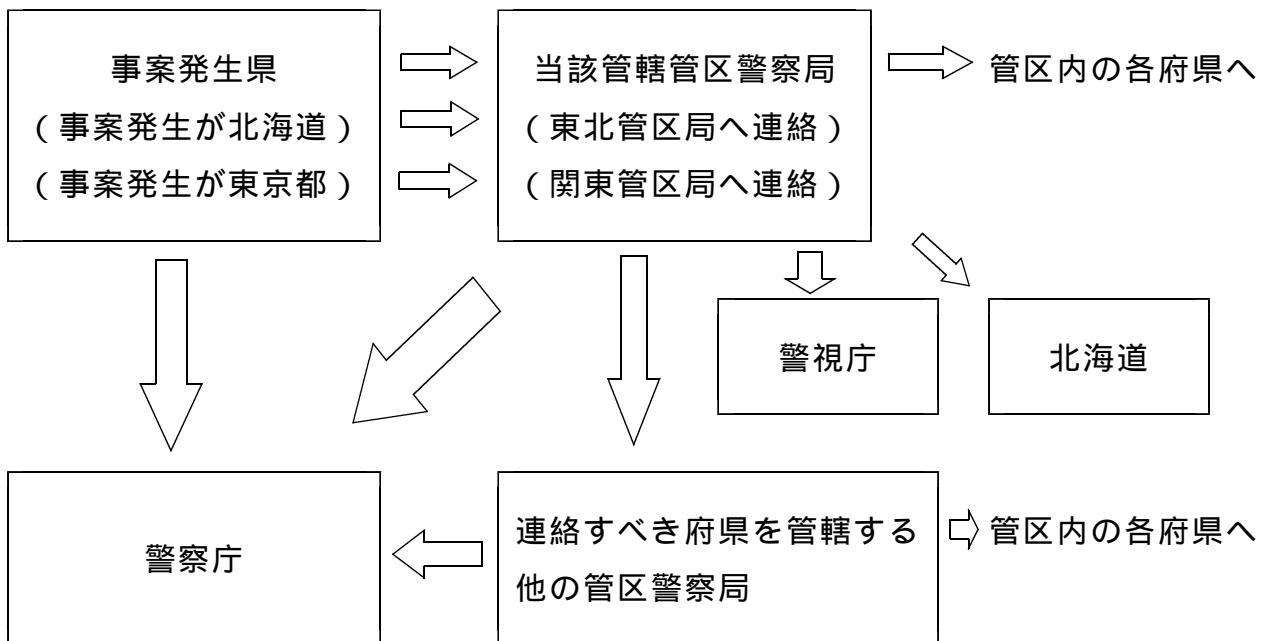
には、その旨を当該事案発生県の管轄管区警察局(事案発生県が東京都である場合には関東管区警察局、北海道である場合には東北管区警察局)に連絡し、連絡を受けた管区警察局が所定の方法により他の管区警察局を通ずる等して必要な都道府県警察に通報することとした。

これは、「申合せ」の場合を含め、事案発生県の通報・連絡等の事務負担の軽減を図る趣旨である。

なお、上記ア及びイに係る通報を受けた都道府県警察においては、直ちに、その警察用航空機等につき待機態勢をとる等としているが、これは、その後の派遣等に迅速に対処できるようにしようとするものである。

- (2) 運用方針第3の1(1)及び(2)の通報を行った事案発生県及び管区警察局は、その旨を警察庁生活安全局地域課に速報することとしている。これは、警察庁においても、社会的反響の大きい重大事案や複数の都道府県警察に波及する可能性のある事案等への対応状況について早期に把握するとともに、より広範囲の都道府県警察に係る応援派遣を実施する可能性等も視野に入れつつ、必要に応じ、事案発生県や関係管区警察局に対する指導・調整を実施する趣旨である。

事案が発生したときの初動対応のための通報・連絡先を図示すると、下図のとおりとなる。



3 派遣の調整等

「申合せ」では、派遣県は、事案発生県の警察本部通信指令室を窓口として派遣の通報を行うことを原則とし、これを受けた事案発生県が受援の連絡を行うこととしている。しかしながら、派遣することとなる全ての都道府県警察からの通報が事案発生県に集中し、連絡が困難となることも想定されることから、「申合せ」及び運用方針に基づく派遣通報及び連絡については、関係管区警察局(事案発生県が東京都である場合には関東管区警察局、北海道である場合には東北管区警察局)を通じて通報することを可能とし、さらに、具体的な派遣県、航空機の

機数等についても、関係管区警察局(北海道、警視庁を含む。)を通じて調整を行うことができることとしている。

4 派遣の際に通報等すべき必要事項

- (1) 派遣通報を行う場合には、派遣に係る航空機の名称、機種、搭乗人員、業務内容、離陸予定時刻、到着予定時刻等必要な事項を、併せて通報するものとする。
- (2) 派遣県から派遣通報を受けた場合に、現地の気象条件等飛行に必要な情報、業務内容、無線周波数、着陸すべき活動基地等活動に必要な事項を派遣県に連絡する。
- (3) 派遣県の警察用航空機等は、飛行開始後、事案発生県の管轄区域に入った時点において、事案発生県の警察本部通信指令室にその旨を通報するものとする。

第4 事案発生時における警察用航空機の活動要領

- 1 大規模災害発生時における警察用航空機の一般的任務と機種別任務については、運用方針第4の1に掲げるとおりであるが、大規模災害発生時には、例えば、被害状況及び津波情報の収集、津波警報に対応したサイレンを活用した警告及び避難広報等、当該事案の具体的な特徴や警察用航空機の特性を踏まえつつ、状況に応じて最も適当な活動に当たる必要がある。

なお、広域緊急援助隊を搭乗させて飛行する場合の手順、対応措置等についても、状況に応じ柔軟に対応できるように平素から幾つかの方法の検討等を広域緊急援助隊と連携しつつ実施しておく必要がある。

2 被災現場上空における飛行の調整

事案発生県の航空隊は、被災現場上空において同時に複数の航空機が活動する場合には、当該航空機の任務の種別等を勘案し、飛行の安全の確保及び継続的な被災情報の収集を行う体制の確保のため、所要の飛行調整を的確に行うものとする。

3 通信指令室等との連携等

ヘリテレ画像の伝達等に係る通信指令室等との連携に際しては、地上の関連資機材の迅速な支援がとれるよう情報通信部門等の関係部門との連携を図るとともに、ヘリテレ画像の伝達可能範囲等を認識しておく必要がある。また、ヘリテレ画像の伝達に当たっては、被災状況の実況アナウンスも同時に行うことが効果的であることにも留意する必要がある。

また、大規模災害等発生時には、全国からの応援派遣機が連携して救援活動等

を行うため、全国共通チャンネル(ch11～14)を使用することとされており、受援の連絡の際には、使用すべき全国共通チャンネルを伝達するとともに、応援派遣側は当該チャンネルの設定を徹底する必要がある。

第5 事案対応のための平素の体制確立

1 隣接県等との相互補完体制の保持

航空機の長期点検整備で飛行体制がとれない場合は整備を要する航空機及びその期間を、航空隊員の休暇等で飛行体制がとれない場合は不足する人員(操縦士、整備士の区別)及びその期間を、管轄の管区警察局に報告するものとする。

報告を受けた管区警察局は、当該管轄区域内の府県警察間での調整を行なうとともに、当該府県が他の管区警察局の管轄区域と隣接している場合には、当該他の管轄警察局と広域飛行体制保持のための調整を行うものとする。

中型機以上の長期点検整備等(中型機以上を2機以上配備している県においては、同機が1機以上の飛行体制が確保できる場合を除く。)においても、同様に管轄管区警察局に報告するものとし、報告を受けた管区警察局は、当該管轄区域内の府県警察間での調整を行うとともに、中型機による広域の派遣体制を確保するために隣接等の管区警察局(北海道及び警視庁を含む。)と調整を行うこととする。

2 航空隊施設等の震災対策の推進

格納庫や隊舎等の航空隊施設については、耐震強度等を確認の上、平素より、耐震性や免震性等の向上のための所要の措置に努める必要がある。また、格納庫等が被災し、例えばシャッターの開閉が不能となり、航空機の搬出ができなくなる場合等を想定しつつ、所要の資機材の確保や指導教養等を実施する必要がある。

また、停電時における機能確保のため、情報収集のための電池式ラジオの確保のほか、電子機器、電動シャッター、給油ポンプ等の稼働のために必要となる電力量に見合う規模の発電機を確保する必要がある。

3 救助活動に必要な技能・練度や知識の向上等

大規模災害における救援活動においては、屋上ヘリポートでの離発着、ホイストでの物資積み卸し等の様々な救援活動が求められることから、平素から航空従事者等の継続的な技能・練度向上に努めるものとする。

また、救助活動に関し、例えば、

- (1) 航空法による規制のうち、通常禁止されている離着陸の場所(第79条)、飛行の禁止区域(第80条)、最低安全高度(第81条)、爆発物等の輸送禁止(第8

6条)は、大規模災害等における捜索又は救助のための飛行については適用除外となること

- (2) 応援派遣の航空燃料に要する経費は、派遣航空機が派遣元を出発してから派遣活動を終え、派遣元に到着するまで被災県が負担し、予算の範囲内において国庫補助となること
- (3) 津波災害の発生が想定される場合において、その接近を沖合上空から把握することは困難であるため、沖合方向への飛行には効果がないこと等について、関係職員に対する指導教養を実施する必要がある。

4 場外離着陸場及び燃料等補給措置の確保

自都道府県内における大規模災害等の発生時に使用できる場外離着陸場の確保及び航空機の燃料等補給の確保に努めるものとする。

- (1) 離着陸場については、今後各都道府県において整備される防災対応場外離着陸場の活用を図るとともに、県内全域がカバーできるよう地域性を勘案して相当数確保できるよう努めるものとする。
- (2) 燃料等の確保については、飛行場、それ以外の離着陸場ごとに確保できるよう措置するものとし、警察独自に確保できない場合は民間業者から供給を受け得るようにするなど、大規模災害等の発生時においても他の派遣県の航空機も含め確実に給油措置が講じられるように努めるものとする。
- (3) 大規模災害等においては、警察用航空機にあっても全国に展開する自衛隊基地、米軍基地においてそれぞれの航空燃料の補給を受ける事態が考えられることから、警察用航空機の各機種ごとの使用可能な燃料の種類及び異種の燃料を補給した場合における運航上の留意事項等について把握しておくものとする。

5 各都道府県で作成すべき広域運用マニュアルの内容

- (1) 航空隊員の非常招(参)集要領
- (2) 航空隊長、航空隊員の自宅の電話
- (3) 通信指令室及び連絡責任者(夜間等執務時間外を含む。)、電話番号(警察電話、加入電話)等
- (4) 航空隊基地の所在地、名称、運用時間、着陸場、燃料等の備蓄量及び種別等
- (5) 航空隊基地以外の活動拠点及び場外離着陸場(燃料等の備蓄又は給油業者等の有無及び燃料種別等を含む。)、夜間照明施設の有無
- (6) 航空隊のヘリ保有機数及び型式
- (7) ヘリテレ画像の伝達範囲、中継基地の所在地等
- (8) 通信に使用している無線周波数等

- (9) 大規模災害等発生初期における航空機の対応、運用要領等
- (10) 気象情報等の入手要領、特に山岳等については管轄交番・駐在所等から現地の最新情報を入手するための交番等の電話番号等
- (11) 当該県境を通過後、航空隊所在空港等までの主要進入経路及び気象上の要点、線状障害物等と最低安全通過高度
- (12) 緊急時の支援等を受けるための主要空港、各自衛隊駐屯地(基地)等の所在地及び連絡方法等
- (13) 飛行場等への進入、離着陸のための位置通報点、場周経路、交信管制機関及び周波数
- (14) 飛行場内における航空隊の位置、ヘリスポット及び駐機場の配置

6 広域運用マニュアル及び各都道府県別離着陸場一覧表の作成等

- (1) 各都道府県は広域運用マニュアル(別添様式1)及び離着陸場一覧表(別添様式2)について、自都道府県分を作成し、管轄管区警察局(広域調整第一課)へ送付すること。

なお、北海道は東北管区警察局、警視庁は関東管区警察局に送付するとともに、警察庁(地域課)にも送付すること。

- (2) 管区警察局は管内府県から送付された前記広域運用マニュアル及び離着陸場一覧表について、これを取りまとめた上、警察庁(地域課)へ送付すること。

- (3) 送付期日

管区警察局への送付期日は、第1回目は平成24年4月15日までとする。

警察庁への送付期日は、第1回目は平成24年4月30日までとする。

今後毎年同時期をもって更新するものとする。

7 共通地図の備付け

広域運用時の活動を効果的に推進するため航空地図、地勢図(5万分の1、2万5千分の1)、市街地図及び広域道路地図等共通の地図を活用することとし、通信指令室にも市街地図、広域道路地図等を備え付けるものとする。

8 自衛隊その他の関係機関等との協力関係の確保

- (1) 各都道府県に所在する各自衛隊駐屯地(基地)及び近傍民間空港等から緊急時の支援措置を受けられるように、平素から良好な関係を保持するとともに、あらかじめ、気象情報の提供、燃料補給、飛行場の一時使用、夜間のヘリポート使用等の便宜供与について了解を取り付けるよう努めることとする。特に、大規模災害の発生時には、備蓄燃料や駐機場の不足等により、多数の航空機の受入れが困難となる可能性があることから、航空隊基地や近傍民間空港等にお

ける航空燃料及び駐機場の確保等について平素から調整を行い、受入れ可能な航空機数等を把握し、その拡大とともに、関係機関との申合せ等の締結に努めることが必要である。

(2) 被災地に集中する自衛隊、防災、消防、海上保安庁等の多数の航空機と連携の上、航空安全を確保しつつ効果的に運用するためには、平素から各種防災訓練等を通じて関係機関相互の連携を図るとともに、ヘリコプターの効果的運用と安全運航確保のための調整会議の設定等に関する各種協定の締結に努めることが必要である。

(3) 了解事項、申合せ、協定等については、要請等の連絡先（役職名、電話番号等）、調整及び実施のための具体的な手順等についてマニュアル化することとする。

9 原子力災害における対応の具体化と資機材の整備

原子力発電所が所在する都道府県警察等においては、原子力災害に関する必要な教養を行うとともに、関係部署等との連携を図りつつ原子力災害発生時の航空機の任務、運航要領及び飛行後の処置等に関するマニュアル並びに必要な資機材等の整備に努めるものとする。

10 報告

警察用航空機等の補完体制（別添様式 3）についてはその都度、自衛隊の支援を受ける場合の手順（別添様式 4）、関係機関等の各種協定、申合せ等を締結した場合には作成次第、警察庁（地域課）及び管区警察局（広域調整第一課）に報告すること。

平成 年 月 日

県警察航空隊

広域運用マニュアル

* 作成上の留意事項

- ・用紙（書式）～ A 4 サイズを縦にし、横書きとすること。
各様式の項目（記載例）に従って記載し、左閉じとすること。
裏面は使用しないこと。
- ・送 付 ～一括印刷するため原本を送付すること。

目 次

航空隊員の非常招（参）集連絡要領 -----	1 ~
航空隊員の連絡先（住所） -----	2 ~
通信指令室の連絡体制及び航空隊の概要 -----	3 ~
航空基地以外の活動拠点となる飛行場等及び場外離着陸場関係 ----	4 ~
ヘリの保有機数及びヘリテレ通信関係 -----	5 ~
気象状況等飛行に必要な情報及び 緊急時に支援可能な主要空港、自衛隊関係 -----	6 ~

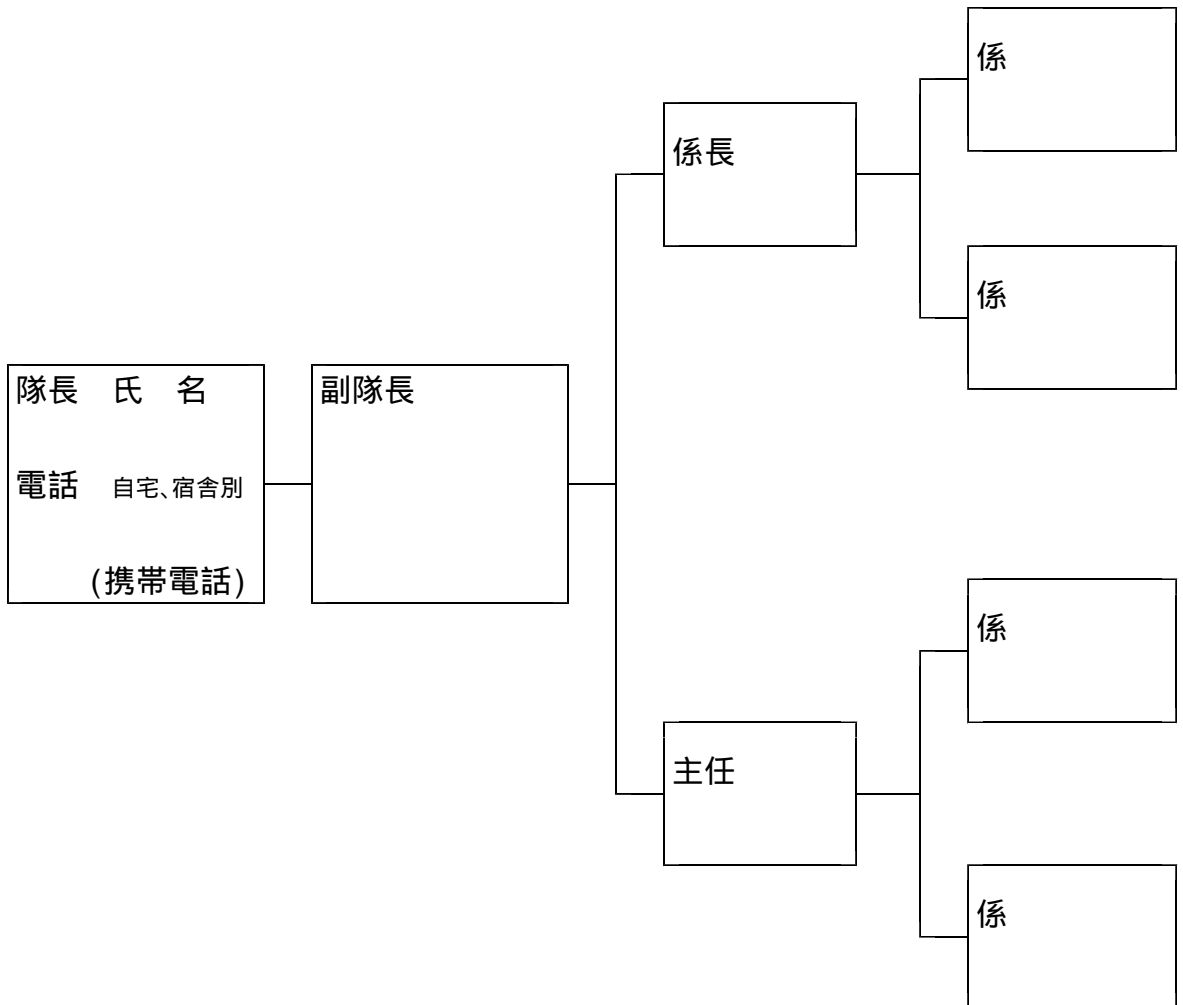
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

*：作成上の留意事項

目次については、上記のとおりとするが、1枚で記載できない場合は、1～2のように枝番号を付し、その他の項目については、様式随意。

航空隊員の非常招（参）集連絡要領

【記載例】



航空隊員の連絡先（住所）

職名	氏名	住所	電話番号
隊長		・自宅 ・宿舎	・自宅 ・宿舎 ・携帯電話
副隊長			
係長			
主任			

通信指令室の連絡体制及び航空隊の概要等

通信指令室の連絡体制	通信指令室の連絡先		<ul style="list-style-type: none"> ・警察電話（内線） ・加入電話 			
	通信指令室の連絡責任者 （執務時間外を含む）	分掌	階級	責任者氏名(指令官等)	警察電話(内線)	
		1係				
		2係				
		3係				
	4係					
航空隊の概要等	航空隊の所在地		<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 県 市 町 番地 (独自のヘリポート、自衛隊ヘリポート、民間(空港内等の別を記載) ・管理者(本部長、都道府県、運輸省等の別を記載) ・電話番号(警電、加入) 			
	航空隊の名称					
	運用時間、夜間照明の有無		<ul style="list-style-type: none"> ・飛行場の運用時間 ・夜間の運用時間 ・夜間照明の有無 			
	格納庫、エプロンの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・格納可能機数(自隊機を除く) ・エプロンの駐機可能数(自隊機を除く) (小型機、中型機、大型機の別に記載) 			
	燃 料	給油施設		(地下タンク、タンクローリー、業者のタンクローリー等の別に記載)		
		備蓄量				
		種 別				
		作動油				
		オイル グリス		(エンジン、トランスミッション、ギア等の別に記載)		
	夜間体制及び連絡先		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間体制 (連絡先) 			
その他参考事項						

ヘリの保有機数及びヘリテレ通信関係

	機 種	登 録 記 号	製 造 番 号	愛 称	ヘリテレ搭載の有無		配備年月日
					搭載可能 機(印)	機 種	
ヘリの保有状況							
通 信 関 係	ヘリテレ搭載台数	(例) ウエスカム60cm 1セット					
	ヘリテレの中継 受信基地 (固定式)	所 在 地	標 高	伝達範囲(地図添付)			
	ヘリテレの中継 受信基地 (可搬式)	所 在 地	搬送する場合の大きさ(容量)				
	テレビ中継車	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・台数 					
	通信に使用している 無線周波数等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空用無線(使用無線系) ・ヘリテレ連絡用無線(1、2、3チャンネルの別) ・ヘリテレ映像送付周波数 					

気象状況等飛行に必要な情報及び緊急時に支援可能な主要空港、自衛隊関係

気 象 状 況 等	気象情報の入手要領	・入手先名称 （防衛省から入手、気象庁から入手、ウエザーニュースから入手等の別に記載） ・連絡先				
	主な山岳地帯等	記号	地点名	標高	管轄交番（駐在所）	
			峠		署 交番（警電）	
主 要 空 港 ・ 自 衛 隊	主要空港	記号	名 称	所在地・担当係	電話番号	運用時間
		△ A				
	自衛隊関係	記号	名 称	所在地・担当係	電話番号	運用時間
		ア				

- 備考 1 A 4 版縦長用紙に隣接県を含む地図を記載し、上記の山岳地帯、主要空港及び自衛隊の位置を記号により地図上に記載して添付すること。
- 2 さらに、1の地図上に飛行に参考となる地形、山岳、高所障害物等を記載すること。

平成 年 月 日

県内飛行場 及び場外離着陸場一覧表

* 作成上の留意事項

- ・ 用紙～ A 4 サイズを縦に使用すること。
- ・ 書式～ 横書きとし記載例に従って作成し左閉じとすること。（裏面使用不可）
- ・ 写真からカラー写真を使用すること。
- ・ ページ付与～一括編てつするためページ付与はしない。
- ・ 送付～一括印刷するため原本を送付すること。

県警察本部生活安全部
地域課航空隊

記載例

番号 1

管轄署	
名称	
所在地 管理者	
連絡先(電話) 担当者	
給油施設	
許可期限	
面積	
夜間施設 照明施設有無	

番号 2

管轄署	
名称	
所在地 管理者	
連絡先(電話) 担当者	
給油施設	
許可期限	
面積	
夜間施設 照明施設有無	

番号 3

管轄署	
名称	
所在地 管理者	
連絡先(電話) 担当者	
給油施設	
許可期限	
面積	
夜間施設 照明施設有無	

- * 各番号ごとに見取図等により図示すること。
- * 夜間使用出来ない場合については、使用時間を記入すること。
- * 本一覧表のほかに略図及び写真(カラー)等を添付すること。

警察航空機等の運休予定に関する報告

都道府県名()

	項 目	内 容
航 空 機 関 係	運休する航空機	名 称 型 式
	運休の理由	
	運休の期間	
	運休に伴う 航空機の稼働体制	
	補完措置を依頼 した都道府県	運休期間中補完措置を依頼した都道府県名を記載 (1日～7日まで 県、8日～15日まで 県と記載)
航 空 従 事 者 関 係	不足人員	操縦士 整備士
	不足理由	
	不足期間	
上記期間中、航空機の派遣を必要とする主要行事予定		

陸上自衛隊等から緊急の支援措置を受ける場合の手順

都道府県名()

項 目	内 容		
駐屯地（基地） 所在地 （要請先）			
連絡先	飛行場の使用	部署名	役職・担当者名 電話(昼間、夜間)
	燃 料 補 給	部署名	役職・担当者名 電話(昼間、夜間)
	気 象 情 報	部署名	役職・担当者名 電話(昼間、夜間)
便宜供与 を受ける 項 目 及び 連絡方法	飛行場の使用		
	燃 料 補 給		
	気 象 情 報 の 提 供		
	そ の 他		
便宜供与 を受けた 事後措置	燃 料 補 給		
	そ の 他		
その他参考事項			